

■介護職員募集の経費は補助対象外 24年度補正の緊急支援

- ・厚生労働省は、2024年度補正予算で介護事業所への緊急の財政支援を行う「介護人材確保・職場環境改善等事業」について、介護職員を募集するための経費は補助の対象外とする取り扱いを18日付で示した。
- ・同事業で交付される補助金は、介護職以外も含めた職員への手当・賞与などの人件費や職場環境改善の経費に充てることができる。このうち職場環境の改善については、介護助手などを募集するための経費を含むとしているものの、一般の介護職員は対象外とした。
- ・厚労省によると、現在勤務している介護職員の職場環境を改善するための経費が補助の対象。そのため、補助金は介護助手や介護補助者、介護サポーターなど介護職員以外の職種を募集する経費への充当を想定しているという。
- ・厚労省が18日に出したQ&Aでは、人件費の改善に伴う法定福利費など事業主負担の増加分を補助対象の経費に含めてもよいという解釈も示した。
- ・事業は都道府県が主体で実施するもの。24年度の介護報酬改定で新設された、「介護職員等処遇改善加算」を取得し、職場環境の改善などに取り組む事業所が対象となる。24年12月の介護報酬の総額を基準に、サービス類型ごとに定められた交付率を乗じた額を補助。12月の報酬額がほかの月より著しく低い場合などは、25年1-3月の任意の月を基準にすることもできる。
- ・Q&Aでは、基準月を24年12月から変更する場合でもその理由を都道府県に届け出る必要はないとした。ただ、申請後に基準月の報酬が事後的に変動したとしても、基準月の変更はできない。
- ・ほかにも、交付される補助金は基準月以降に行った職場環境や人件費の改善のための経費に充当することとし、過去の経費は対象外とした。また、補助金交付の要件となる職場環境改善などの取り組みは、各自治体が定める実績報告書の提出期日までに行う必要があるとの考えも示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1357「介護人材確保・職場環境改善等事業に関する

Q&A（第1版）の送付について」

令和7年2月18日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001411496.pdf>